



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
當たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 形質変更時要届出区域の指定（環境保全課） 1
- 指定管理者の指定（女性力・ダイバーシティ推進課） 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 1

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課） 2
- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課） 2

監査委員事項

- 定期監査結果の公表 3
- 財政的援助団体等監査結果の公表 4

告 示

沖縄県告示第25号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年1月28日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 指定する形質変更時要届出区域 糸満市西崎町四丁目2番の一部
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物

沖縄県告示第26号

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第41号）第6条第1項の規定により、沖縄県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年1月28日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 指定管理者となる団体 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体
代表者 株式会社かりゆしエンターテイメント 恩納村字名嘉真2591番地の1
公益財団法人おきなわ女性財団 那覇市西3丁目11番1号
- 2 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

沖縄県告示第27号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和7年1月28日から同年2月11日まで宮古島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和7年1月28日

- 1 発起人の住所及び氏名 宮古島市平良字西仲宗根554番地3 久高勇光、宮古島市平良字久貝1002番地1
1ラットウーガ203 江川恵輔
- 2 加入区 平良加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 宮古島漁業協同組合

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があつた。

なお、関係書類は、令和7年1月28日から同年5月28日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び浦添市市民部経済文化局産業振興課において縦覧に供する。

令和7年1月28日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 届出年月日 令和6年12月25日
- 2 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームセンターさくもと浦添店 浦添市牧港一丁目1216番13号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社佐久本工機 浦添市牧港一丁目61番18号 代表取締役 佐久本嘉幸
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社佐久本工機 浦添市牧港一丁目61番18号 代表取締役 佐久本嘉幸
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和7年10月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,712平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 213台
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 40台
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 75.5平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 30立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時、閉店時刻 午後8時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時から午後9時まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口4か所、出口4か所、出入口の位置 次の図のとおり
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後9時まで
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び浦添市市民部経済文化局産業振興課において縦覧に供する。)
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があつた。

なお、関係書類は、令和7年1月28日から同年5月28日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び八重瀬町総務部企画財政課において縦覧に供する。

令和7年1月28日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ向陽高校前店 八重瀬町字長毛368番地1ほか6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- 3 届出年月日 令和6年12月16日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 (仮称) ドラッグストアモリ八重瀬町長毛店 八重瀬町字長毛トガマ一原375番1ほか
変更後 ドラッグストアモリ向陽高校前店 八重瀬町字長毛368番地1ほか6筆
- 5 変更の年月日 令和6年10月10日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和7年1月28日から同年5月28日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び八重瀬町総務部企画財政課において縦覧に供する。

令和7年1月28日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ向陽高校前店 八重瀬町字長毛368番地1ほか6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- 3 届出年月日 令和6年12月16日
- 4 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり
変更後 出入口の数 入口1か所、出口1か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び八重瀬町総務部企画財政課において縦覧に供する。)
- 5 変更する年月日 令和6年12月17日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

監査委員事項

沖縄県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊1のとおり公表する。

令和7年1月28日

沖縄県監査委員 渡嘉敷道夫
沖縄県監査委員 川畑順義
沖縄県監査委員 又吉清義

沖縄県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、学校法人大トリック学園ほか27団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊2のとおり公表する。

令和7年1月28日

沖縄県監査委員	渡 嘉 敷 道 夫
沖縄県監査委員	川 畑 順 義
沖縄県監査委員	又 吉 清 義

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地

令和7年1月28日 火曜日

公 報

定期第5286号別冊1



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

（当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。）

令和5年度定期監査の結果報告書

令和7年1月
沖縄県監査委員

<工事に関する事項>

第1 監査の概要	26
第2 監査の結果及び所見	27

令和7年1月
沖縄県監査委員

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要	1
第2 監査の結果	7
第3 監査所見	12
第4 部局別の指摘事項	
【各部局共通】	16
【知事公室】	18
【総務部】	18
【環境部】	19
【生活福祉部】	19
【子ども未来部】	20
【生活福祉部、こども未来部】	20
【保健医療介護部】	20
【農林水産部】	20
【商工労働部】	20
【文化観光スポーツ部】	21
【土木建築部】	22
【企業局】	23
【病院事業局】	23
【教育庁・教育機関】	25
【警察本部・警察署】	25

令和5年度定期監査の結果報告書

目次

<財務・事務に関する事項>

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により県の財務に関する事務の執行及び監査に係る事業の管理について、また同条第2項の規定により県の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、監査を実施した。

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度　令和5年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても対象とした。

(2) 監査実施期間

- ア 実地監査　令和6年1月16日から同年8月28日まで
イ 書面監査　令和6年7月8日から同年9月30日まで

2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は別表1のとおりである。
(2) 実地監査の実施機関及び実施状況は別表2のとおりである。
(3) 書面監査の実施機関は別表3のとおりである。

3 監査の着眼点

- 監査に当たつては、財務に関する事務の執行等が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査を実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

- (1) 未収金の債権管理について
(2) 会計年度任用職員の給与の支給について

4 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

(1) 実地監査

- 監査実施機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 書面監査

- 監査実施機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

別表 1

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は、次のとおりである。

部局名	監査対象機関数	監査実施機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
知事公室	9	9	9	0
総務部	17	17	17	0
企画部	9	9	9	0
環境部	6	6	5	1
生活部	11	11	11	0
こども未来部	8	8	8	0
保健医療介護部	18	18	18	0
農林水産部	43	43	41	2
商工労働部	13	13	12	1
文化観光部 [※]	8	8	8	0
土木建築部	23	23	23	0
出納事務局	2	2	2	0
企業局	10	10	8	2
病院事業局	10	10	10	0
教育厅・教育機関	104	104	61	43
警察本部・警察署	48	48	40	8
事務局・委員会	8	8	8	0
合計	347	347	290	57

別表 2

実地監査の実施機関及び実施状況は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施機関	監査実施機関	監査実施機関
本庁各課	本庁各課	合和6年5月14～15日 8月8日	合和6年7月4～5日 8月27日
消防学校	若夏学院	3月7日 4月15日	3月14日 6月25日
平和祈念資料館	中央児童相談所	3月13日	3月8日
本庁各課（総務事務セシナーを除く。）	コザ児童相談所	合和6年5月21～24日 8月23日	4月25日 7月23日
総務事務セシナー	女性相談支援センター	7月11～12日 8月23日	2月29日 4月18日
官古事務所各課	本庁各課	4月16～17日 6月11日	令和6年5月28～31日 8月20日
八重山事務所各課	北部保健所	4月18～19日 7月16日	2月15日 4月18日
東京事務所	中部保健所	5月17日	2月16日 5月8日
総務部自治研修所	南部保健所	4月26日 7月29日	2月27日
名護県税事務所	医古保健所	4月23日 6月12日	2月14日
コザ県税事務所	八重山保健所	4月10日 6月14日	2月14日 5月22日
那覇県税事務所	衛生環境研究所	4月16日 6月19日	3月7日 4月15日
自動車税事務所	総合精神保健福祉センター	7月5日	3月12日 4月22日
企画部	中央食肉衛生検査所	合和6年5月21～24日 8月27日	2月28日
環境部	北部食肉衛生検査所	合和6年5月16～17日 8月14日	2月22日
本庁各課	本庁各課	合和6年7月2～3日 8月19日	令和6年7月22～25日 8月26日
北部福祉事務所	北部農林水産振興センター各課	2月15日 5月16日	2月20～22日 5月21日
中部福祉事務所	官古農林水産振興センター各課	2月16日 5月8日	5月8～9日
生活福祉事務所	八重山農林水産振興センター各課	2月27日 4月18日	2月13～16日
社会福祉事務所	農業研究センター各課	2月13日 5月15日	3月5日 4月19日
八重山福祉事務所	農業研究センター各課	2月13日 6月10日	2月22日
身体障害者更生相談所（知的障害者）	農業研究センター各課	3月6日 4月24日	5月8日
計量検定所	農業研究センター石垣支所	4月25日 7月29日	2月9日

監査実施機関	監査実施機関	監査実施機関	監査実施機関
畜産研究センター	森林資源研究センター	合和6年3月12日	令和6年4月11～12日 6月19日
木建築部	官古土木事務所	3月8日	4月16～17日
木建築部	八重山土木事務所	3月5日	4月18～19日
下地島空港管理事務所	下水道事務所	5月20日	6月10日
中央御売市場	下水道事務所	2月8日	4月18日
中央御売市場	下水道事務所	3月13日	6月11日
中央畜保健衛生所	出納事務局	7月26日	4月24日
家畜改良センター	本庁各課	2月28日	6月14日
農林水産病害虫防除技術センター	本庁各課	4月22日	令和6年7月9日 8月8日
中部農業改良普及センター	本庁各課	2月29日	合和6年7月3～4日 8月21日
西原淨水管理事務所	本庁各課	4月24日	2月20日
水質管理事務所	本庁各課	3月6日	2月21日
病院院務事務センター	本庁各課	2月29日	2月20日
農業大学校	本庁各課	4月19日	4月11日
農業大学校	本庁各課	2月15日	合和6年7月10～11日 8月6日
中部農林土木事務所	本庁各課	2月26日	7月11日
南部農林土木事務所	本庁各課	4月11～12日	6月13～14日
南部農林土木事務所	本庁各課	7月4日	6月4～6日
南部林業事務所	本庁各課	3月1日	6月4～6日
栽培漁業センター	本庁各課	2月28日	6月19～21日
病院事業局	本庁各課	7月26日	6月11～12日
南部医療センター・二ど医療センター	本庁各課	4月11～12日	6月13～14日
中部病院	本庁各課	5月21日	6月4～6日
北部病院	本庁各課	5月21日	6月13～14日
病院院務事務センター	本庁各課	7月11日	6月13～14日
中部病院	本庁各課	5月21日	6月13～14日
南部医療センター・二ど医療センター	本庁各課	4月11～12日	6月13～14日
精和病院	本庁各課	5月21日	6月13～14日
宮古病院	本庁各課	8月20日	6月11～12日
工業技術センター	本庁各課	3月1日	6月27～28日
工芸振興センター	本庁各課	2月27日	6月25～26日
具志川職業能力開発校	本庁各課	5月14日	合和6年11日～14日 8月14日
浦添職業能力開発校	本庁各課	3月6日	1月17日
文化電気光通信部	本庁各課	5月28日	1月17日
博物館・美術館	本庁各課	3月7日	1月16日
教育機関	本庁各課	8月22日	1月18日
島尻教育事務所	本庁各課	8月22日	3月12日
教育機関	本庁各課	8月22日	2月1日
宮古教育事務所	本庁各課	5月16日	5月28日
八重山教育事務所	本庁各課	5月15日	2月2日
八重山教育事務所	本庁各課	5月28日	5月22日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
総合教育センター	令和6年2月16日	南部農林高等学校	令和6年1月24日 3月11日
県立図書館	" 1月16日 " 3月12日	美来工業高等学校	" 1月30日 3月19日
埋蔵文化財センター	" 1月19日	浦添工業高等学校	" 1月25日 4月24日
辺土名高等学校	" 1月17日 2月13日	那覇工業高等学校	" 2月 2日 5月20日
北山高等学校	" 2月 1日 5月13日	南部工業高等学校	" 1月18日 2月 9日
本部高等学校	" 2月 1日 3月15日	宮古工業高等学校	" 2月 2日 3月 5日
名護高等学校	" 1月17日 2月13日	具志川商業高等学校	" 1月31日
具志川高等学校	" 1月26日 3月21日	中部商業高等学校	" 1月30日 2月21日
与勝高等学校	" 1月26日	浦添商業高等学校	" 1月23日
美里高等学校	" 2月 1日	名護商工高等学校	" 1月17日 3月15日
球陽高等学校	" 1月24日 3月21日	沖縄盲学校	" 1月26日 3月11日
・普天間高等学校	" 1月31日	・教育支援学校	" 1月31日 3月19日
西原高等学校	" 1月23日	機関	" 1月23日 2月19日
陽明高等学校	" 1月25日 2月21日	八重山特別支援学校	" 2月 9日
浦添高等学校	" 1月23日 2月19日	泡瀬特別支援学校	" 2月 7日 4月24日
那覇高等学校	" 1月19日 2月28日	沖縄高等特別支援学校	" 1月31日
那覇西高等学校	" 1月19日 2月15日	陽明高等支援学校	" 1月25日 2月21日
開邦高等学校	" 1月19日	南風原高等支援学校	" 2月 2日
南風原高等学校	" 2月 2日	与勝緑が丘中学校	" 1月26日
豊見城高等学校	" 1月24日 2月28日	球陽中学校	" 1月24日 3月21日
向陽高等学校	" 1月18日 2月 9日	開邦中学校	" 1月19日
糸満高等学校	" 1月18日 2月15日	名護高等学校附属桜中学校	" 1月17日 2月13日
宮古高等学校	" 2月 6日 3月 5日		

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
本部各課	令和6年6月25日～28日 〃 8月7日	議会事務局	令和6年6月3日 〃 8月28日
与那原警察署	〃 2月6日 〃 5月14日	監査委員事務局	令和6年4月23日
沖縄警察署	〃 2月6日 〃 4月15日	人事委員会事務局	令和6年6月7日 〃 8月28日
本部・うるま警察署	〃 2月9日	労働委員会事務局	令和6年4月24日 〃 8月7日
石川警察署	〃 2月9日 〃 4月11日	選挙管理委員会	令和6年5月21日 〃 8月27日
名護警察署	〃 2月8日 〃 5月13日	海区漁業調整委員会事務局	令和6年7月22日 〃 8月26日
本部警察署	〃 2月8日 〃 4月18日	内水面漁場管理委員会事務局	令和6年7月22日 〃 8月26日
宮古島警察署	〃 2月7日 〃 5月15日	収用委員会事務局	令和6年6月17日 〃 8月22日

注：1 監査対象機関は、令和6年4月1日現在で表記している。
 2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に向き実地監査を行った日である。

注：1 監査対象機関は、令和6年4月1日現在で表記している。

監査員が監査委員会に提出された美地監査報告書の二段書きものは、下段が、上段が監査員が監査報告書である。

別表3

書面監査の実施機関は、次のとおりである。	監査実務部
局名	動物愛護管理センター
部局	海洋深層水研究所 水木産業部

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に行われているが、その一部について是正又は改善を要するものが認められたことから、指摘事項として掲記する。

指摘事項の概要是、次のとおりである。

指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予算の執行が適正でなかつたもの	1	保健医療総務課
計	1	

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
証紙収納に係る事務が適正でなかつたもの(各部局共通)	1	北部保健所 中部保健所 建築指導課 (3機関)
徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの	16	税務課 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那霸県税事務所 自動車税事務所 環境整備課 保護・援護課 障害福祉課 このども家庭課 女性・力・ダイバーシティ推進課 中部福祉事務所 人重山福祉事務所 南部福祉事務所 官古福祉事務所 人重山経済課 中央児童相談所 コザ児童相談所 農政経済課 小企業支援課 企業立地推進課 住宅課 交通指導課 (25機関)
国庫補助事業の実績報告に係る事務が適正でなかつたもの	1	子育て支援課
歳入科目が適正でなかつたもの	1	労働政策課
調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの	2	南部土木事務所 空港課 (2機関)
督促状を発行していないもの	1	南部医療センター・こども医療センター
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	官古病院 経営課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 八重山病院 精和病院 (7機関)
現金の管理体制が適正でなかつたもの	1	官古病院
計	25	

(3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為の時期が適正でなかつたもの(各部局共通)	1	統計課 環境保全課 衛生環境研究所 総務企画課 議会事務局 觀光政策課 (6機関)
不経済な支出を行っていたもの(各部局共通)	1	医療政策課 感染症対策課 産業政策課 首里城復興課 (4機関)
支払が遅延していたもの(各部局共通)	1	基地対策課 コザ児童相談所 農政経済課 北部土木事務所 南部土木事務所 (5機関)
期末手当が過払いとなっていたもの(各部局共通)	1	東京事務所 宮古福祉事務所 (2機関)
予算執行間に係る事務が適正でなかつたもの	1	農業支援課 住宅課 (2機関)
通勤手当に係る再認定が適正でなかつたもの	1	道路管理課
時間外勤務手当及び休日勤務手当が不足払いとなっていたもの	1	八重山病院
旅費が不足払いとなっていたもの	1	宮古病院
計	9	

(4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかつたもの(各部局共通)	1	工業技術センター 中部病院 南都医療センター・こども医療センター 具志川高等学校 沖縄盲学校 中部土木事務所 (6機関)
契約に定める手続が適正でなかつたもの(各部局共通)	1	職員厚生課 住宅課 名護商工高等学校 (3機関)
予定価格を提示して契約を締結していたもの	1	計量検定所
契約期間の始期を遡って変更していたもの	1	博物館・美術館
入札手続が適正でなかつたもの	4	中部土木事務所 南部土木事務所 下水道事務所 (3機関)

指摘の内容	件数	機関名	
契約事務が適正でなかったもの	2	中部病院	
病院検査システムの調達に当たる検証を要するもの	1	病院総務事務センター	
契約保証金に係る事務が適正でなかったもの	1	中部病院	
地方自治法等で定める手続を行わずに会計年度をまたいでいたもの	1	中部病院	
決裁権者の押印がなかったもの	1	中部病院	
契約書の内容が適正でなかったもの	1	名護警察署	
計	15		
(5) 工事に関するもの			
指摘の内容	件数	機関名	
積算を誤っていたもの	2	中部上木事務所 (2機関)	
公共工事における予定価格の設定が適正でなかったもの	1	南部医療センター・こども医療センター	
設計変更に係る工事費の算定が適正でなかったもの	1	南部医療センター・こども医療センター	
計	4		
(6) 財産に関するもの			
指摘の内容	件数	機関名	
公有財産台帳の管理が適正でなかったもの(各部局共通)	1	都市公園課 ITイノベーション推進課 (5機関)	
備品の管理が適正でなかったもの(各部局共通)	1	八重山事務所経務課 保健医療総務課 農業研究センター石垣支所 農業大学校 博物館・美術館 産業政策課 (10機関)	
備品台帳の管理が適正でなかったもの	1	防災危機管理課	
切手の管理が適正でなかったもの	1	総務私学課	

指摘の内容	件数	機関名
備品貸与の手続が適正でなかつたもの	1	もののづくり振興課
公有財産の処分手續が適正でなかつたもの	1	文化振興課
固定資産の取得、管理及び処分の手續が適正でなかつたもの	1	水質管理事務所
計	7	
(7) その他		
指摘の内容	件数	機関名
産業廃棄物の処理に係る事務が適正でなかつたもの	1	港湾課
契約保証金の管理に改善を要するもの	1	土木総務課
計	2	

2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
勤務管理等が適正でなかつたもの(各部局共通)	1	市町村課 (3機関)
安全運転管理者の業務の実施が適正でなかつたもの	1	消防学校
行政財産の使用許可手続等が適正でなかつたもの	1	住宅課
公用の管理が適正でなかつたもの	1	辺土名高等学校
計	4	

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

部	局名	財務に関する事項						合計			
		予算	収入	支出	契約	工事	財産	その他	計		
知事公室						1	1	1	2	1	1
総務部	部	3			1		4	4	9	△ 5	
企画部						0	0	0	0	0	
環境部	部	1				1	1	1	0	0	
生活福祉部	部	1	1	1		2	2	2	0	0	
こども未来部	部	1				1	1	1	0	0	
保健医療介護部	部	2				2	2	2	0	0	
生産部	部	1				1	1	9	△ 8		
農林水産部	部	1				1	1	12	△ 11		
商工労働部	部	6				1	7	7	4	3	
文化観光スポーツ部	部	1				1	2	2	0	0	
土木建築部	部	4	1	4	2	2	13	1	14	8	
出納事務局						0	0	1	△ 1		
企業局						1	1	0	0	1	
病院事業局	部	4	2	6	2		14	14	20	△ 6	
教育庁・教育機関		1					1	1	2	7	
警察本部・警察署	部	1	1				2	2	0	2	
事務局・委員会						0	0	0	0	0	
各部局共通		1	5	2		2		10	1	11	
合計	R5	1	25	9	15	4	7	2	63	4	
	R4	3	31	21	12	1	13	1	82	6	
増減	△ 2	△ 6	△ 12	3	3	△ 6	1	△ 19	△ 2	△ 21	

第3 監査所見

財務に関する事務の執行等については、一部に次のような是正又は改善を要する事項が認められた。

指摘事項の中には、調定が遅れているもの、支出負担行為が契約期間後又は検査終了後に行われているもの、手当の過不足扱いがあるもの、公有財産台帳に登載していないものや数量・率を誤って登載しているものなど、基本的な事務処理の誤りについて繰り返し指摘されている事項が多く含まれていた。

事務の執行に当たっては、各職員が財務関係法規等を熟知、遵守し、それぞれの職責を適切に果たす必要がある。また、職員の個人的な経験や能力にかかわらず、事務を適正、効率的かつ効果的に継続して遂行できるようにするためにには、マニエアルやチェック体制の整備、階層別研修の充実など組織的な対応が必要である。

チェック体制の整備、階層別研修の充実など組織的な対応が必要である。

加えて、内部統制制度を有効に活用し、財務事務の現状を点検、評価するとともに、職員一人一人が自ら携わる業務に内在するリスクを常に意識して不斷に必要な改善を行うことにより、リスクの発現を未然に防止できる体制を構築していただきたい。

1 予算事務の適正化について

国庫返還に係る償還金について、補正予算を議会に提出しているにもかかわらず、予算の流用を行っていたため、予算に不當が生じているものがあった。

当該事案の発生要因を分析し、関係部署及び担当職員間の連携体制や事務処理のチェック体制の見直しなど、再発防止策を講じ、予算の執行管理を徹底していただきたい。

2 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減等について

一般会計の収入未済額は31億8,576万円で、前年度より2億8,892万円(8.3%)減少している。特別会計の収入未済額は27億3,442万円で、前年度より7,028万円(2.5%)減少している。

病院事業会計の医業未収金(個人負担分)は15億3,952万円で、前年度より1億3,012万円(7.8%)減少している。

収入未済額については、様々な縮減に向けた対策が進められ、県税事務所、福祉事務所、県立病院等において収入未済額を減少させているところであるが、依然と

して多額であるため、住民負担の公平性と歳入確保の観点から、その縮減を図ることは重要な課題である。今後とも、債権発生時の滞納防止対策や債権の特性、滞納者の実情を考慮した納付相談、償還指導等に努め、債権管理マニュアルに沿った適切な債権管理を行うことにより、その縮減と発生防止に引き続き努めていただきたい。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として実施された貸付けについても償還が本格化しているが、社会経済情勢の変化を注視しながら、実務を担う関係機関・団体等との連携により状況の把握に努め、適切に対応していただきたい。

(2) 国庫補助金の適切な受入れについて
国庫補助事業の実績報告に係る事務が適正でないものがあつた。
国庫補助金に關する事務は全庁共通の事務であり、それに誤りが生じた場合、県、行政への信頼を損ねることになる。所要額を過時、確実に受け入れれることができるよう、交付要綱など補助制度の熟知、進捗管理の徹底、関係部署及び担当職員間の連携体制や事務処理のチェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

(3) 調定及び収納について
納入期限の定めがある使用料等について、調定や納入通知書の発行が遅れたため、収納が遅れているもののが多數あつた。
調定及び収納は、自主財源の確保を図る上で重要な手続であることから、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。)等に基づき適正な事務処理を行うとともに、チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

3 支出事務の適正化について
(1) 支出負担行為について
支出負担行為が大幅に遅れているものの、契約期間後又は検査終了後に支出負担行為を行っているもの、出納機関への合議を行っていないものが依然として多く見られた。
支出負担行為に關する事務は、手続の遅れ等が財務事務の重大な不備につながりかねないことを十分に認識し、財務規則等に基づき適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

(2) 不経済支出について
所得税等の源泉徴収をしていかなかったため、納付期限内での納付ができず、延滞税及び不納付加算税が生じ、不経済な支出となっているものがあった。関係法令、財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の見直しだけ、再発防止策を講じていただきたい。

4 契約事務の適正化について

契約書を作成していないものの、予定価格調書を作成していないものの、契約期間の始期を遡って契約を締結したもの、履行保証保険契約が大幅に遡っていたもの等があつた。財務規則等に基づき適正な事務処理を行うとともに、チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。
また、令和4年度に調達した病院総務システムについては、当初から予定していた改修に加え、病院現場の要望等を踏まえた追加改修に対応する必要が生じたこと等により、改修費用が調達額を大きく上回り、運用開始の時期も予定より遅れることとなつた。同システムの調達に当たり関係機関との事前調整や調達方法等が妥当であったかについて検証を要する。

5 工事の積算について

工事における過少積算により、入札後に落札者を取り消しているもの等があつた。
チェック体制の見直しなど、再発防止策を講じていただきたい。

6 財産管理の適正化について

公有財産台帳に登載していないものの、二重に登載しているもの、備品の所在が不明となっているもの等があつた。
県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則(平成元年沖縄県規則第40号)、財務規則等に基づき、適正な管理を行っていただきたい。

7 その他事務について

産業廃棄物の処分は、契約内容の範囲を適正に明示し、さらに最終処分が履行されたことを確認することが重要であるため、関係法令等に基づき適正な事務処理を行っていただきたい。

8 事務の適正化について

会計年度任用職員について、勤務実態が労働条件通知書と異なっているものがある。

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）等を踏まえ、適正な勤務管理等を行っていただきたい。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】

1 財務に関する事項

〔取 入〕

- (1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの
ア 証紙収納簿への登記が漏れているもの並びに月計額・累計額の記載漏れ及び記載誤りがあるものがあった。
・保健医療介護部（北部保健所）

イ 証紙が貼付されている許可申請書を破棄しているものがあった。

- ・保健医療介護部（中部保健所）

- ウ 許可申請に係る手数料について、超過して納付した額（40,000円）があつたが、還付に関する案内がなされないものがあった。

- ・土木建築部（建築指導課）

〔支 出〕

- (1) 支出負担行為の時期が適正でなかつたもの
ア 契約を締結するときは、支出負担行為を行う必要があるが、これが契約期間後又は検査終了後に行われているものがあつた。

- ・企画部（統計課）
- ・環境部（環境保全課）
- ・保健医療介護部（衛生環境研究所）
- ・病院事業局（総務企画課）
- ・議会事務局（総務課）

- イ 交付を決定するときは、支出負担行為を行う必要があるが、これが大幅に遅れているものがあつた。

- ・文化観光スポーツ部（観光政策課）

(2) 支出負担行為に係る事務が適正でなかつたもの

- 財務規則において出納機関への合議が必要とされる支出負担行為について、合議がなされないものや大幅に遅れているものがあつた。

- ・保健医療介護部（医療政策課、感染症対策課）
- ・商工労働部（産業政策課）
- ・土木建築部（首里城復興課）

(3) 不経済な支出を行つていたもの

- 所得税等の源泉徴収をしていなかつたため、納付期限内での納付ができず延滞税及び不納付加算税が生じ、不経済な支出となつているものがあつた。

- ・知事公室（基地対策課）
- ・こども未来部（コザ児童相談所）
- ・農林水産部（農政経済課）
- ・土木建築部（北部土木事務所、南部土木事務所）

(4) 支払が遅延していたもの

令和4年度予算で支払うべきものを令和5年度予算で支払っているものがあった。

- ・総務部（東京事務所）
- ・生活福祉部（宮古福祉事務所）

(5) 期末手当が過払いとなっていたもの

会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、期間率を誤ったため、過払いとなっているものがあった。

- ・農林水産部（管農支援課）
- ・土木建築部（住宅課）

〔契約〕

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

勢行予定額が1件100万円以上の場合には、予定価格調書を作成する必要がある

が、作成されないものがあった。

- ・商工労働部（工業技術センター）

・病院事業局（中部病院、南部医療センター・こども医療センター）

・教育機関（具志川高等学校、沖縄盲学校）

契約締結後に予定価格調書が作成されているものがあった。

- ・病院事業局（中部病院）

(2) 契約に定める手続が適正でなかったもの

設計書に誤りがあり、予定価格を過少に設定したことで、落札者を決定することができないものがあった。

- ・土木建築部（中部土木事務所）

〔財産〕

(1) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

工事により取得した財産について、公有財産台帳への登載が行われていないものがあった。

- ・土木建築部（都市公園課）

修繕又は工事により財産価値が増加していたが、公有財産台帳を調整していないものがあった。

- ・農林水産部（南部農業改良普及センター）
- ・商工労働部（ITイノベーション推進課）

特許権について、公有財産台帳への登載及び調整が遅れていたもの並びに調整がなされていないものがあった。

(4) 商工労働部（工業技術センター）

- ・公有財産台帳に財産を二重に登載しているものがあった。
- ・土木建築部（空港課）

(5) 期末手当が過払いとなっていたもの

- ・公有財産台帳に残存率を誤って登載しているものがあった。
- ・商工労働部（ITイノベーション推進課）

(2) 備品の管理が適正でなかつたもの

- ア 重要備品が所在不明のものがあった。
- ・総務部（八重山事務所総務課）
- ・保健医療介護部（保健医療総務課、八重山保健所）
- ・農林水産部（農業研究センター石垣支所、水産海洋技術センター、農業大学校）
- ・商工労働部（ものづくり振興課、工芸振興センター）
- ・文化観光スポーツ部（博物館・美術館）

耐用年数を経過していない備品が所在不明を理由に亡失処理されているものが
あつた。

- ・商工労働部（産業政策課）

2 事務に関する事項

(1) 勤務管理等が適正でなかつたもの

- 会計年度任用職員の勤務実態が、労働条件通知書と異なるものがあつた。
- ・企画部（市町村課）
- ・文化観光スポーツ部（観光振興課）
- ・土木建築部（土木総務課）

【知事公室】

1 財務に関する事項

〔財産〕

- (1) 備品台帳の管理が適正でなかつたもの
- 沖縄県次期防災情報システム構築業務で取得した備品について、備品台帳への登記が行われていないものがあつた。
- （防災危機管理課）
(消防学校)

2 事務に関する事項

- (1) 安全運転管理者の業務の実施が適正でなかつたもの
- アルコール検知器を備えておらず、酒気帯びの有無の確認が行われていないものが
あつた。
- （消防学校）

【総務部】

- 1 財務に関する事項
- 〔収入〕

- (1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの
- ア 次のとおり収入未済額が前年度より増加又は多額となっているものがあった。
- | | 調定額 | 収入済額 | 不納預額 | 収入未済額 | 収入率 |
|---------|-----------------|-----------------|-------------|---------------|------|
| 令和 5 年度 | 155,109,863,048 | 153,060,197,696 | 145,827,994 | 2,093,804,383 | 98.7 |
| 令和 4 年度 | 148,776,586,744 | 146,477,189,855 | 107,201,739 | 2,194,316,638 | 98.5 |
| 対前年度比 | 104.3 | 104.5 | 136.0 | 95.4 | — |
- (税務課、各県税事務所、自動車税事務所並びに八重山事務所県税課)

イ 土地賃付料 (一般会計)	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率	(管財課)
ウ 土地賃付料 (所有者不明土地管理特別会計)	44,745,785円	6.3%	7.4%	(管財課)
	5,799,480円	21.1%	3.0%	(管財課)

- 〔財産〕**
- (1) 切手の管理が適正でなかったもの
- 郵便切手 2 枚を亡失しているものがあった。
- (総務私学課)

イ 土地賃付料 (一般会計)	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率	(管財課)
ウ 土地賃付料 (所有者不明土地管理特別会計)	46,097,827円	75.2%	75.2%	(女性力・ダイバーシティ推進課及び各福祉事務所)
	77,711,302円	39.1%	△7.3%	(障害福祉課、こども家庭課、各福祉事務所及び各児童相談所)

イ 土地賃付料 (一般会計)	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率	(環境整備課)
ウ 土地賃付料 (所有者不明土地管理特別会計)	5,799,480円	21.1%	3.0%	(管財課)
	83,601,186円	99.9%	△0.01%	(環境整備課)

- 〔環境部〕**
- (1) 切手の管理が適正でなかったもの
- 郵便切手 2 枚を亡失しているものがあった。
- (総務私学課)
- 〔契約〕**
- (1) 予定価格を提示して契約を締結していたもの
- 1 者のみが参加した一般競争入札において、再度の入札に付するも落札者がなかなかたため、入札に参加した者に予定価格を提示して見積書を徴し、随意契約により契約を締結しているものがあった。
- (計量検定所)

【こども未来部】

1 財務に関する事項

〔収入〕

〔計算〕

〔予算〕

〔調定額に対する割合〕

〔対前年度増減率〕

〔(管財課)〕

【生活福祉部、こども未来部】

1 財務に関する事項

〔収入〕

〔計算〕

〔予算〕

〔調定額に対する割合〕

〔対前年度増減率〕

〔(管財課)〕

- (1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの
- ア 国庫補助事業の実績報告に係る事務が適正でなかったもの
- イ 国庫補助事業の実績報告に係る手続において、誤った金額を報告したため、国庫補助金の受入額が30,000円過少となっているものがあった。(子育て支援課)

〔収入〕

〔計算〕

〔予算〕

〔調定額に対する割合〕

〔対前年度増減率〕

〔(子育て支援課)〕

- (1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの
- ア 購入未済額

1 貢献医療介護部

1 貢献医療介護部

1 貢献医療介護部

1 貢献医療介護部

- (1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの
- ア 購入未済額

1 貢献医療介護部

1 貢献医療介護部

1 貢献医療介護部

(1) 儲入科目が適正でなかつたもの
土地賃付料を建物賃付料として徴収しているものがあった。
(労働政策課)

(2) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるものの
次のとおり取入未済額が前年度より増加又は多額となつているものがあった。
ア 小規模企業者等設備導入資金
賃付金元利収入 2,135,682,530円 96.4% △3.3%
(中小企業支援課)

イ 感染防止対策協力金返還金
取入未済額 12,769,528円 70.4% 28.0%
(中小企業支援課)

ウ 建物明渡訴訟に係る損害金
74,804,994円 100.0% 0.0%
(企業立地推進課)

エ 土地売払代（中城湾港）新港地区臨海部土地造成事業特別会計
39,622,800円 100.0% 皆増
(企業立地推進課)

オ 実費徴収費（国際物流拠点産業集積地那覇地区特別会計）
13,101,179円 23.4% 0.8%
(企業立地推進課)

[財産]
(1) 様品貸与の手続が適正でなかつたもの
おきなわ工芸の社の管理運営に関する基本協定書で定める貸与備品一覧が作成されていらないものがあった。

[文化観光スポーツ部]
1 財務に関する事項
〔契約〕
(1) 契約期間の始期を遡つて変更していたもの
契約期間中又は契約期間満了後に、契約期間の始期を遡つて契約を締結し直しているものがあった。
(博物館・美術館)

[財産]
(1) 公有財産の処分手続が適正でなかつたもの
県立芸術大学首里崎山キャンパスの建物等の解体について、公有財産規則に基づく処分の手続を行っていないものがあった。

【土木建築部】

1 財務に関する事項

〔収入〕

- (1) 調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの
ア 調定が遅れたことにより収納が遅延しているものがあった。
(南部土木事務所)
イ 納入通知書の発行が遅れたことにより収納が遅延しているものがあった。
(空港課)

(2) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

- 次のとおり取入未済額が前年度より増加又は多額となつているものがあった。
ア 県営住宅使用料
385,612,479円 7.2% △6.0%
(住宅課)
- イ 県営住宅駐車場使用料
32,681,621円 9.9% 2.9%
(住宅課)

〔支出〕

- (1) 予算執行伺に係る事務が適正でなかつたもの
ア 予算執行伺の執行予定額を上回る支出をしているものがあつた。
(道路管理課)
- 〔契約〕
(1) 入札手續が適正でなかつたもの
ア 指名競争入札において、指名業者に配布した特記仕様書等の資料に数量の誤り
があったことで、落札者を決定することができないものがあつた。
(中部土木事務所)

- イ 地すべり対策工事の入札が不調となつたが、これに関連する磁気探査業務委託
の入札を実施し、落札者を決定しているものがあつた。
(中部土木事務所)
- ウ 指名競争入札において入札者が1者のみの応札となつた場合は、指名通知書の
記載のとおり入札を中止すべきであったが、有効な応札と誤認し、落札者を決
定しているものがあつた。
(下水道事務所)

- エ 一般競争入札において、公告した内容に誤りがあり、入札を取やめた
ものががあった。
(南部土木事務所)

〔工事〕

- (1) 積算を誤っていたもの
ア 仮接橋撤去工事において積算の誤りがあり、落札者の決定を取り消したもの
があつた。

イ 公園施設修繕工事において積算の誤りがあり、落札者の決定を取り消したもの
があつた。

【その他】

- (1) 産業廃棄物の処理に係る事務が適正でなかつたもの
産業廃棄物の運搬及び処分を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業者等の法令
で定める者とそれぞれ契約書により委託契約を締結しなければならないが、それ以
外の者と書面によらずに委託契約を締結しているものがあつた。
また、受託者に産業廃棄物管理票の交付もなされていなかつた。
- (2) 契約保証金の管理に改善を要するもの
契約保証金917,490円について、納付させた契約の相手方が不明なものがあつた。
(土木総務課)

2 事務に関する事項

- (1) 行政財産の使用許可手続等が適正でなかつたもの

行政財産使用許可書を交付後、使用を許可した内容に修正があつたが、修正に係る
決裁手続を行わず、修正後の内容で作成した納入通知書を発行しているものがあつた。
(住宅課)

【企業局】 1 財務に関する事項

〔財産〕

- (1) 固定資産の取得、管理及び処分の手続が適正でなかつたもの
固定資産の取得、用途廃止及び売棄の際に行う、決裁手続や経理課長への通知が
なされていなかつたため、固定資産台帳の整理がなされていないものがあつた。
(水質管理事務所)

【病院事業局】 1 財務に関する事項

〔収入〕

- (1) 診療報酬の請求に係る事務が適正でなかつたもの
診療報酬の請求に関する書類の不備により、多額の返還金が生じるものがあつた。
(南部医療センター・こども医療センター)
- (2) 脅迫状を発行していなかつたもの
医業未収金等の債権について、脅迫状が発行されないものがあつた。
(宮古病院)

(3) 医業未収金の徵収に努力を要するもの

令和5年度末における医業未収金（個人負担分）は、前年度末より130,116,436
円（△7.8%）減少し1,539,518,013円となつてゐるが、依然として多額となつてい
る。
(経営課、各県立病院)

(4) 現金の管理体制が適正でなかつたもの

現金の管理体制が適正でなかつたため、窓口で収納した現金と金融機関に預け入
れた金額が一致しないことに約1か月間把握できていないものがあつた。
(宮古病院)

【支出】

- (1) 運動手当に係る再認定が適正でなかつたもの
平成30年10月の八重山病院の移転に伴う運動手当に係る再認定がなされていな
いものがあつた。
- (2) 時間外勤務手当及び休日勤務手当が不足払いとなつたもの
臨時の任用職員（医師）の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給に当たつて、
勤務時間の確認が不十分であったため、735,146円の不足払いとなつているもの
があつた。

2 契約保証金の管理に改善を要するもの

- (1) 契約事務が適正でなかつたもの
ア 100万円以上の随意契約による契約について、契約書を作成していないもの
があつた。
- イ 20万円以上の契約について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、い
ずれの手続もされていないものがあつた。

【契約】 2 契約事務システムの調達に当たり検証を要するもの

- (1) 病院総務システムに係る検証を要するもの
令和4年度に調達した病院総務システムについては、当初から予定していた改修
に加え、病院現場の要望等を踏まえた追加改修に対応する必要が生じたこと等によ
り、改修費用が調達額を大きく上回り、運用開始の時期も予定より遅れることと
なつた。
- このため、病院総務システムの調達に当たり関係機関との事前調整や調達方法等
が妥当であったかについて検証を要する。
(病院総務事務センター)

(3) 契約保証金に係る事務が適正でなかつたもの

- 空気除湿装置更新工事契約に係る履行保証保険契約が、工事契約日から6か月以
上遅れてなされているものがあつた。

(4) 地方自治法等で定める手続を行わずに会計年度をまたいだものの

- 病院機能評価に係る業務委託契約について、債務負担行為等の手続を行わずに
会計年度をまたいでいるものがあつた。
(中部病院)

(5) 決裁権者の押印がなかつたもの

- 賃産の購入又は委託契約に係る支払行為書に決裁権者の押印がないものが
あつた。

〔工事〕

- (1) 公共工事における予定価格の設定が適正でなかつたもの
公共工事の発注者は、市場実態等を的確に反映した積算により算定した設計書金額に基づき予定価格を設定する必要があるが、その一部を控除して予定価格を設定しているものがあった。
(南部医療センター・こども医療センター)
- (2) 設計変更に係る工事費の算定について、建築工事特記仕様書では本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額に乗じることとされていたが、これによらず、受注者が提出した見積書記載の金額で算定されているものがあった。
(南部医療センター・こども医療センター)

<工事に関する事項>

第 1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 合和 5 年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても監査の対象とした。

- (2) 監査実施期間 合和 6 年 7 月 9 日から同年 9 月 26 日まで

2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 監査実施機関 農林水産部 4 機関、土木建築部 6 機関、企業局 1 機関の計 11 機関

(2) 監査実施状況

監査実施機関	工事名
北部農林水産振興センター	令和 4 年度大園林道施設災害復旧工事(その 2) 真謝・真西地区加压機場設置工事 (R 4)
中部農林土木事務所	令和 6 年 7 月 9 日～9 月 26 日 平安名 4 期地区地すべり対策工事 (R 4-1)
南部農林土木事務所	令和 6 年 7 月 10 日 福地第 1 地区ほ場整備工事 (R 4)
八重山農林水産振興センターハー	令和 6 年 8 月 6 日～8 月 7 日 星野地区農地保全施設整備工事 (R 4-1) 大座地区ほ場整備工事 (R 4)
施設建設建築課	令和 6 年 8 月 28 日 沖縄県立農業大学校新築工事(教育棟・建策) ～8 月 29 日 奥武山公園水泳プール (25m) 補修工事 ～9 月 11 日 沖繩コンベンションセンター中央監視装置改修工事
北部土木事務所	令和 6 年 7 月 24 日 瀬底大橋橋梁補修工事 (R 4-2) ～7 月 25 日 病害虫防除技術セミナー非常用発電設備改修工事
中部土木事務所	令和 6 年 9 月 18 日 小波津川河川改修工事 (R 4-2) ～9 月 19 日 県道 20 号線(泡瀬工区) 橋梁整備工事 (上部工その 11)
南部土木事務所	令和 6 年 8 月 20 日 金良地区急傾斜地崩壊防止施設緊急改築工事 (R 3-1) ～8 月 21 日 南風原知念線(第 1 トンネル) 補修工事 (R 4)
八重山土木事務所	令和 6 年 8 月 8 日 R 3 真栄里ダム改修工事(下流取付水路) 放置駐車両違反金 9,493,000 円 収入未済額 7.0% 調定額に対する割合 7.7% (交通指導課)
下水道事務所	令和 6 年 8 月 22 日 安謝幹線人孔補修工事
企業局建設課	令和 6 年 9 月 3 日 長田川取水ポンプ場取水堰建設工事 石川～上間送水管布設工事(比屋根～熱田工区) その 2

〔教育庁・教育機関〕

1 財務に関する事項

〔支出〕

- (1) 旅費が不足払いとなっていたもの
旅費の支給に当たって、宿泊料の算定を誤ったため、62,450 円の不足払いとなつているものがあった。
(那覇西高等学校)
- (2) 事務に関する事項
(1) 公印の管理が適正でなかつたもの
防火管理者選任(解任)届出書及び消防計画変更届出書について、決裁を受けずに、また、公印審査を経ないまま公印が使用され、文書が提出されているものがあった。
(辺土名高等学校)

2 事務に関する事項

〔収入〕

- (1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの
次のとおり収入未済額が前年度より増加しているものがあった。
収入未済額 放置駐車両違反金 9,493,000 円
調定額に対する割合 7.0%
(交通指導課)

〔契約〕

- (1) 契約書の内容が適正でなかつたもの
車両燃料及び部品取替等修理単価契約書の契約単価が、落札となつた単価と異なつているものがあった。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、監査対象工事の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、特に、計画、設計、契約、施工、検査等の各段階において、適正かつ安全に行われているかを着眼点として監査を実施した。

4 監査の実施方法

監査は、関係書類や現地の確認、担当職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

技術面からの監査については、工事技術調査業務を委託し、委託先の技術士の調査結果を参考として実施した。

第2 監査の結果及び所見

各機関の工事については、おおむね適正に行われているが、その一部について是正又は改善を要するものが認められしたことから、次とおり指摘事項として掲記する。
今後とも、法令遵守等を徹底し適正な工事の執行に努めいただきたい。

1 設計・施工・検査等で改善を要するもの

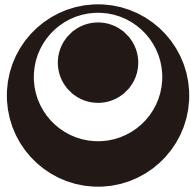
- (1) 南風原知念線（第1トンネル）補修工事（R4）において、工事完了から1年以内であるにもかかわらず、トンネル中央上部の目地から漏水が確認された。再度の補修を検討する必要がある。
(南部土木事務所)
- (2) R3真栄里ダム改修工事（下流取付水路）において、工事発注前の現地確認不足や改修する護岸の範囲拡大に伴う工法見直しがなされたことなどにより、大幅な工期の延長が生じるとともに、変更後の契約金額が当初の258.7%増となっていた。今後は工事発注前の事前準備を十分に行い、工法見直し等に適切に対応できるよう努める必要がある。
(八重山土木事務所)
- (3) 長田川取水ボンプ場取水堰建設工事において、当初設計における地質調査位置の検討が不十分であったことや、仮設土留工の設計不備などにより、大幅な工期の延長が生じるとともに、変更後の契約金額が当初の71.7%増となっていた。今後は適正な設計となるよう確認等を十分に行い、工事を発注する必要がある。
(企業局建設課)

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--

令和7年1月28日 火曜日

公 報

定期第5286号別冊2



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

（当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。）

令和5年度財政的援助団体等監査の結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間	1
2 監査の実施団体及び実施状況	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の実施方法	1

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果	4
2 監査所見	6

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

1 学校法人カトリック学園	7
2 学校法人アミークス国際学園	7
3 学校法人カトリック沖縄学園	8
4 旭橋都市再開発株式会社	9
5 公益財団法人沖縄科学技術振興センター	9
6 公益財団法人沖縄県トラック協会	9
7 株式会社りゅうせき	10
8 ミヤギ産業株式会社	10
9 沖縄県環境整備センター株式会社	11
10 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会	11
11 社会福祉法人偕生会	13
12 一般財團法人沖縄県看護学術振興財团	13
13 公立大学法人沖縄県立看護大学	14
14 公益財團法人沖縄県畜産振興公社	14
15 株式会社沖縄産業振興センター	15
16 バイオ産業振興センター運営共同体	15
17 おきなわ工芸の杜共同企業体	16
18 沖縄県中小企業団体中央会	16
19 公益財團法人國立劇場おきなわ運営財団	17
20 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ	18
21 一般財團法人沖縄美ら島財团	18
22 沖縄県住宅供給公社	20
23 沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体	21
24 公益財團法人沖縄県建設技術センター	21
25 石垣空港ターミナル株式会社	22
26 安座真海浜公園運営企業体	23
27 公益財團法人沖縄県国際交流・人材育成財団	23
28 公益財團法人暴力団追放沖縄県民会議	24

令和5年度財政的援助団体等監査の結果報告書

令和7年1月
沖縄県監査委員会

第 1 監査の概要

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により県の財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準（令和 2 年沖縄県監査委員告示第 1 号）に準拠して、監査を実施した。

監査の概要是、次のとおりである。

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和 5 年度
- (2) 監査実施期間 令和 6 年 9 月 2 日から同年 10 月 30 日まで

2 監査の実施団体及び実施状況

監査を実施した団体は、別表のとおりである。
監査の実施団体は、財政的援助団体等監査実施要領に基づき、これまでの監査実施状況等も踏まえ選定した。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿つて行わされているかを着眼点として監査を実施した。

4 監査の実施方法

団体から提出された監査調書をもとに、関係書類の確認や団体及び県の所管課から説明を聴取するなどの方法により実施した。

（別表）

監査の実施団体及び実施状況は、次のとおりである。

	監査実施団体	監査実施期日	財政的援助等の内容
総務部・こども未来部所管			
学校法人カトリック学園	令和 6 年 9 月 17 日	補助金	
学校法人アミークス国際学園	令和 6 年 9 月 13 日	補助金	
学校法人カトリック沖縄学園	令和 6 年 9 月 24 日	補助金	
企画部所管			
旭橋都市再開発株式会社	令和 6 年 9 月 4 日	出資	
公益財団法人沖縄科学技術振興センター	令和 6 年 9 月 13 日	出資	
公益社団法人沖縄県トランク協会	令和 6 年 9 月 17 日	補助金	
株式会社りゅうせき	令和 6 年 9 月 12 日	補助金	
ミヤギ産業株式会社	令和 6 年 9 月 9 日	補助金	
環境部所管			
沖縄県環境整備センター株式会社	令和 6 年 9 月 5 日 令和 6 年 10 月 15 日	出資 貸付金	
生活福祉部所管			
社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 (沖縄県総合福祉センター)	令和 6 年 9 月 25 日 令和 6 年 10 月 29 日	指定管理・補助金	
こども未来部所管			
社会福祉法人偕生会 (沖縄県立石鎚児童園)	令和 6 年 9 月 19 日	指定管理・補助金	
保健医療介護部所管			
一般財団法人沖縄県看護学会衛生財團	令和 6 年 9 月 12 日	出資	
公立大学法人沖縄県立看護大学	令和 6 年 9 月 11 日 及び 9 月 12 日 令和 6 年 10 月 29 日	出資・補助金	
農林水産部所管			
公益財団法人沖縄県畜産振興公社	令和 6 年 9 月 4 日	出資・補助金	

第2 監査の結果及び所見

	監査実施団体	監査実施期日	財政的援助等の内容
商工労働部所管			
株式会社沖縄産業振興センター	合和6年9月17日	出資	
バイオ産業振興センター運営共同体 (沖縄バイオ産業振興センター)	合和6年9月13日	指定管理	
おきなわ工芸の杜共同企業体 (おきなわの工芸の杜)	合和6年9月2日 合和6年10月17日	指定管理	
沖縄県中小企業団体中央会	合和6年9月3日	補助金・貸付金	
文化観光スポーツ部所管			
公益財团法人国立劇場おきなわ運営財團	合和6年9月9日	出資・補助金・ 負担金	
沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ (沖縄空手会館)	合和6年9月2日 合和6年10月21日	指定管理	
文化観光スポーツ部・土木建築部所管			
一般財团法人沖縄美ら島財团 (沖縄県立博物館・美術館) (県営首里城公園)	合和6年9月5日 及び9月6日	指定管理・補助金	
沖縄県国営沖縄記念公園内施設(首里城地区内施設) (沖縄県国営沖縄記念公園内施設(海洋博覧会地区内施設))	合和6年10月30日		
土木建築部所管			
沖縄県住宅供給公社 (県営住宅：中部A・B地区、南部地区)	合和6年9月18日 合和6年10月17日	出資・指定管理・ 負担金・貸付金	
沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企 業体(県営住宅：北部地区)	合和6年9月18日	指定管理	
公益財团法人沖縄県建設技術センター	合和6年9月11日	出資	
石垣空港ターミナル株式会社	合和6年9月9日	出資・補助金・ 貸付金	
安座真海浜公園運営企業体 (中城湾安座真海浜公園)	合和6年9月6日 合和6年10月21日	指定管理	
教育庁所管			
公益財团法人沖縄県国際交流・人材育成財團	合和6年9月24日	補助金・貸付金	
警察本部所管			
公益財团法人暴力団追放沖縄県民会議	合和6年9月3日	出資	
合計	28団体		

注：監査実施団体欄の()書きは、指定管理者へ管理を行わせている公の施設名である。
あら。監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査実施団体へ向向き実地監査を行った日で

- イ 徴収に努力を要するもの
- (7) 沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅等に係る家賃等の令和5年度末の未収金
が50,923,781円となつており、前回監査時点(令和3年度)より4,446,967円
減少しているが、依然として多額となつた。
- (土木建築部所管)

体等の当該財政的援助等に係るその他の事務の執行については、その目的に沿
て行われていると認められた。しかしながら、一部について、是正又は改善を要する
ものが認められたので、次のとおり指摘事項として掲記する。

- 1 **監査の結果**
- 前記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となつた財政的援助団
体等の当該財政的援助等に係るその他の事務の執行については、その目的に沿
て行われていると認められた。しかしながら、一部について、是正又は改善を要する
ものが認められたので、次のとおり指摘事項として掲記する。
- (1) **会計事務等に関するもの**
- ア 会計事務に改善を要するもの
- (7) 公益財团法人沖縄科学技術振興センターでは、県の関係条例規等を準用してい
る旅費の支給において、支給対象になつていない特別席料金 40,798 円を別途
追加支出していた。
- (8) 公立大学法人沖縄県立看護大学では、通勤手当の認定について、決裁を経て
いないものが複数あつた。
- (9) 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ(沖縄空手会館)では、次のとおり
契約事務が適正ではなかつた。
- a 保安警備業務委託、事業系一般施設物の収集・運搬業務委託及び無線 LAN
環境整備・保守管理委託の契約において、事前承認手続を経ずに、再委託
を行つていた。
- b 保安警備業務委託では、契約上、甲(指定管理者)から委託業務完了の
合格通知を受領後、乙(再委託先)は委託料の支払を請求することとなつて
いるが、甲は当該合格通知を作成しておらず、乙も合格通知の受領をせず委
託料の支払を請求していた。
- (10) 文化観光スポーツ部所管
- (11) 安座真海浜公園運営企業体(中城湾安座真海浜公園)では、次のとおり
契約事務が適正ではなかつた。
- a 净化槽維持管理業務委託において、契約上、月締めでの請求、受託者による委託料の請求は、
年の作業履行後とされているが、契約書が未作成だった。また、基本協定書第19条の規定
に基づく県への再委託変更承認手続が行はれていなかつた。
- b 友間警備業務(機械警備)委託において、令和5年度の途中から委託先を
変更しているが、契約書が未作成だった。また、契約書が行はれていた。
- c 廃棄物の収集・運搬業務委託において、契約書が未作成だった。また、基
本協定書第19条の規定に基づく県への再委託変更承認手続が行はれていな
かった。
- (12) 土木建築部所管

(イ) 年度協定書第4条において、毎月の指定管理料の請求書提出期限と支払期限が規定されているが、請求書提出期限後の請求書の提出や支払期限超過後の支払が行われていた。

(こども未来部所管)

（2）監査所見
令和5年度の財政的援助団体等の監査において、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。しかし、一部の団体においては、会計事務や公の施設の管理に是正又は改善を要するものが認められた。
県においては、それぞれの財政的援助等の目的に沿って事業が適正かつ効率的に行なうよう、所管する団体への指導・監督に努めたい。

(1) 会計事務の適正化について
財政的援助団体等の会計事務において、旅費の支給に誤りがあつたもの、手当の認定に誤りがあつたもの、契約事務が適正に行われていないもの、未収金の徵収に努力を要するもの、基本財産に関する事務に改善を要するものがあつた。
各団体においては、関係規程等に基づいた事務処理の適正確保に努めるとともにチェック体制の強化など、再発防止策を徹底する必要がある。

(2) 公の施設の管理の適正化について
各団体が管理している公の施設においては、備品管理が不適正となっているもの、消防法に規定された消防訓練が適正に実施されていないもの、消防の指揮への対応がなされないものの、基本協定書及び年度協定書に基づく手続が適正に行われていなかつたものがあつた。
公の施設は多くの県民に利用されその福祉を増進するものであることから、公の施設を管理する指定管理者においては、各種法令や基本協定等に定められた事項を遵守し、適正な事務処理、チェック体制の強化など、適切な施設の管理・運営に努める必要がある。

(3) 財政的援助団体等に対する県の指導・監督について
県が出資等を行っている公社等外郭団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう健全な運営を確保する必要がある。
県は、出資法人等について、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう適切な指導・監督に努めたい。

また、補助金交付団体等に対しては、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう指導・監督に努めるとともに、補助事業の実績確認を行っていただいたい。
公の施設の管理については、県が行うべき事務を適正に処理するとともに、指定管理団体との連携を密にし、設置目的に沿って利用者へのサービスが、安定的・継続的に提供され更なる向上が図られるよう、施設の管理・運営について指導・監督を行い、併せて、指定管理団体の経営状況の把握に努めたい。

(イ) 公益財團法人沖縄県国際交流・人材育成財团では、高等学校奨学金事業に係る令和5年度の潜利潤額が19,531,825円となり、前年度より602,669円減少しているが、依然として多額となつた。
また、高校育英賞与奨学金事業に係る滞納額が、前年度より3,066,315円増加し、143,674,406円となつていた。

（2）公の施設の管理に関するもの
ア 公の施設の管理に改善を要するもの
(イ) 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ（沖縄空手会館）では、基本協定書第31条により県から無償貸与されている備品について、消防法に基づく消火器一覧と照合していないものがあつた。（土木建築部所管）

(イ) 沖縄県住宅供給公社では、管理する大部分の団地（県営住宅：中部A、B及び南部地区103団地中77団地）において、消防法に基づく消防訓練を実施していなかつた。

(ウ) 沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体（県営住宅：北部地区）では、すべての団地（県営住宅：北部地区8団地）において、消防法に基づく消防訓練を実施していなかつた。（土木建築部所管）

(エ) 一般財團法人沖縄美ら島財团（沖縄県立博物館・美術館）では、次のとおり公の施設の管理が適正ではなかつた。

a 基本協定書第32条により県から無償貸与されている備品について、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあつた。
b 防災センター設置の防犯カメラのモニター1台が故障しているが、修繕、取替が行われていなかつた。
c 貸出施設の一部（講座室、講堂、県民アトリエ等）について、消防から消防施行令別表第1で定める用途が、届出と異なる用途で判定されたが、同判定に対する対応がなされていない。

(文化観光スポーツ部所管)
イ 公の施設の管理に係る手続に改善を要するもの
社会福祉法人偕生会（沖縄県立石嶺児童園）では、基本協定書及び年度協定書に規定する手續において、次のとおり適正ではなかつた。
(イ) 基本協定書第24条において、年度事業報告書、上半期報告書及び月別報告書を各々提出期限までに提出することが義務付けられているが、すべて提出期限超過後の提出となつていた。

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

1 学校法人トリック学園（補助金）

(1) 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営について補助金を交付している。なお、当法人は県内に小学校及び幼稚園を設置しており、令和5年5月1日現在における児童及び園児数は小学校が99人、幼稚園が970人、合計1,069人となっている。

(2) 補助事業の内容

令和5年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則（昭和48年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)		544,162,003	254,339,000	人件費、教育研究経費 設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)		9,662,611	6,717,000	人件費、教育研究経費
沖縄県私立幼稚園等特別支援教育補助金		14,592,633	7,056,000	人件費、教育研究経費
保育所等食材料費物価高騰緊急対策支援事業補助金		7,834,362	461,000	教育研究経費
子どもの安心・安全対策支援事業補助金		504,000	495,000	設備費
合 計		576,755,609	269,068,000	

3 学校法人トリック沖縄学園（補助金）

(1) 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。なお、当法人は県内に小学校及び幼稚園を設置しており、令和5年5月1日現在における児童、生徒及び園児数は、小学校617人、中学校165人、高等学校162人、幼稚園224人、合計1,168人となっている。

(2) 補助事業の内容

令和5年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)		544,162,003	254,339,000	人件費、教育研究経費 設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)		9,662,611	6,717,000	人件費、教育研究経費
沖縄県私立幼稚園等特別支援教育補助金		14,592,633	7,056,000	人件費、教育研究経費
沖縄県教育支援体制整備事業費補助金		7,834,362	461,000	教育研究経費
学校保健特別対策事業費補助金		504,000	495,000	設備費
保育所等食材料費物価高騰緊急対策支援事業補助金				教育研究経費
子どもの安心・安全対策支援事業補助金				教育研究経費
合 計		576,755,609	269,068,000	

2 学校法人アミークス国際学園（補助金）

(1) 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。なお、当法人は県内に小学校及び幼稚園を設置しており、令和5年5月1日現在における児童、生徒及び園児数は、小学校136人、中学校345人、高等学校136人、幼稚園67人、合計548人となっている。

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)		544,162,003	254,339,000	人件費、教育研究経費 設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)		9,662,611	6,717,000	人件費、教育研究経費
沖縄県私立幼稚園等特別支援教育補助金		14,592,633	7,056,000	人件費、教育研究経費
学校保健特別対策事業費補助金		7,834,362	461,000	教育研究経費
保育所等食材料費物価高騰緊急対策支援事業補助金		504,000	495,000	設備費
子どもの安心・安全対策支援事業補助金				教育研究経費
合 計		576,755,609	269,068,000	

(2) 補助事業の内容
令和5年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)		622,061,000	196,516,000	人件費、教育研究経費 設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)		17,115,000	4,561,000	人件費、教育研究経費 設備費
こどもの安心・安全対策支援事業補助金		1,575,000	1,575,000	送迎用バスの改修支援
合 計		640,751,000	202,652,000	

4 旭橋都市再開発株式会社（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、都市再開発法第2条の2第3項に基づく市街地再開発事業（モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業）を実施するため、平成15年9月に設立された。
令和2年8月に再開発事業終了の県知事認可を受け、令和3年に都市再開発法に基づく補助金は、次のとおりである。

- ① 管理組合受託代行事業
- ② 自主事業（駐車場管理運営及び不動産賃貸事業）
- ③ まちづくり協議会の運営業務

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して、資本金9,600,000円のうち、4,850,000円、50.5%を出資している。

5 公益財団法人沖縄科学技術振興センター（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、亜熱帯地域、島嶼地域の有する諸問題に關し、国際的視野に立つて、学術的、総合的に研究するとともに、関係諸国との共同研究や学術交流、また、研究機関相互のネットワークを構築することにより、本県の振興開発のみならず、日本及びアジア太平洋地域の学術・研究の振興に寄与することを目的に、財団法人亜熱帯総合研究所として平成8年10月12日に設立された。

さらには、平成20年8月1日に、本県の科学技術の振興を支援する中核機関としての役割も担うため、組織名称を変更し、平成24年4月1日付で、公益財団法人へ移行した。
令和5年度に行つた主な事業は次のとおりである。
① 地域振興課題及び政策提言に関する調査・研究事業
② 社会科学、人文科学及び自然科学に関する調査・研究事業
③ 國際学術交流に関する事業
④ 学術会議、セミナー、シンポジウム等の各種催事の企画及び実施
⑤ 国内外の関係機関と連携した国際協力に関する事業
⑥ 学術研究に関する事業
⑦ 産学官共同研究に関する事業
⑧ 知的クラスターの形成に関する事業
⑨ 科学技術の振興に関する人材育成事業
⑩ 研究施設等の維持管理に関する事業

(2) 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本財産167,000,000円のうち、100,000,000円、59.9%を出資している。

6 公益社団法人沖縄県トラック協会（補助金）

(1) 補助の目的

県は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争により貨物自動車運送事業の健全な発展を促進し、輸送の安全を確保することによって地域経済の発展及び公共の福祉に寄与するとともに、会員相互の連絡協調並びに緊密化を図ることを目的とする当法人に対し、営業用トラックの輸送コスト上昇の抑制及び輸送力の確保に資するため、適正化事業等について補助金

を交付している。
なお、当法人の令和5年12月末現在における会員数は677（法人408、個人269）事業者となっている。

(2) 補助事業の内容

令和5年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)			
事業内容	対象事業費	補助金額	事業内容
運輸事業振興助成補助金	103,468,000	103,468,000	輸送の安全の確保に關する事業、サービスの改善及び向上に關する事業、公告の防止、その他の環境の保全に關する事業、適正化事業、共同利用による施設の設置又は運営に關する事業、震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に關する事業、経営の安定化に寄与する事業、出捐事業

7 株式会社りゅうせき（補助金）

(1) 補助の目的

県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。

当法人は、宮古、八重山、久米島地区石油販売店等へ石油製品を輸送・販売している。
令和5年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)			
区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	487,295,830	487,295,830	石油製品の輸送等の経費

8 ミヤギ産業株式会社（補助金）

(1) 補助の目的

県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。
当法人は、宮古及び八重山地区石油販売店等へ石油製品を輸送・販売している。

(2) 補助事業の内容
令和5年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）			
区分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	221,837,244	221,837,244	石油製品の輸送等の経費

9 沖縄県環境整備センター株式会社（出資・貸付金）

(1) 事業の概要

当法人は、産業廃棄物の適正な処理体制を確保し、生活環境の保全と健全な経済社会活動を支えることを目的に、公共（県）が関与し産業廃棄物管理型最終処分場整備の事業主体となる会社として、平成25年3月に設立された。令和元年10月末に最終処分場及び管理棟が竣工し、同年11月に開業した。

令和5年度に行つた主な事業は次のとおりである。

- ① 産業廃棄物及び市町村の委託を受けた一般廃棄物の処理
- ② 沖縄県公共廻与産業廃棄物最終処分場被覆施設設工事
- ③ 公共廻与による名護市安和区内産業廃棄物管理型最終処分場地域協議会

(2) 財政的援助等の内容
県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに、資金の貸付けを行っている。

- ア 資本金の出資
資本金786,000,000円のうち、340,000,000円、43.3%を出資している。

イ 貸付金の状況
令和5年度における貸付金の状況は、次のとおりである。

（単位：円）			
区分	令和5年度		対象事業費
	前年度未残高	貸付金	
公共廻与による管理型最終処分場整備に係る事業資金貸付	110,000,000	0	110,000,000

10 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（公の施設の指定管理・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の振興を図ることを目的に設置された。県は、民間社会福祉活動の発展及び地域社会の推進等を図るために補助金を交付するとともに、沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から沖縄県総合福祉センターの管理を行わせている。

(2) 行った主な事業は次のとおりである。

- ① 社会福祉を目的とする事業への住民の参加のための援助
- ② 社会福祉に関する活動への支援、研究、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- ⑤ ①から③までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑥ 社会福祉を目的とする事業に從事する者の養成及び研修
- ⑦ 社会福祉を目的とする事業に経営に関する指導助言
- ⑧ 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- ⑨ ボランティア活動の振興
- ⑩ 保健医療、教育その他社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑪ 共同募金事業への協力
- ⑫ 福祉人材研修センター受託事業
- ⑬ 日常生活自立支援事業
- ⑭ 生活福祉資金貸付事業
- ⑮ 介護実習・普及センター受託事業

（単位：円）			
区分	分	対象事業費	補助金額
社会福祉協議会県費補助金		23,202,000	23,202,000
社会福祉活動促進費補助金		152,566,565	144,318,000
高齢者無料職業紹介事業補助金		2,625,870	2,608,000
介護福祉士修学資金等貸付事業補助金		138,464,000	138,464,000
地域医療介護総合確保基金事業補助金		7,991,065	7,990,000
保育対策総合支援事業費補助金		532,638,000	518,697,000
児童養護施設設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金		137,548,147	94,232,000
生活福祉資金貸付事業補助金		53,592,838	16,074,000
合 計		1,048,628,485	945,585,000

(1) 事業の概要

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、また、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されることを目的に設立され、特別養護老人ホーム、保育所、児童養護施設などを設置運営している。

県は、沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理者として平成30年度から沖縄県立石嶺児童園の管理第3条の規定により、当法人を指定管理者として行わせている。

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料及び補助金を交付している。

ア 指定管理料の交付

県が、沖縄県立児童園の管理運営に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は366,408,203円となっている。

イ 补助金の交付

令和5年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)				
区分	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県被虐待児等地域教育支援体制構築事業補助金		8,659,983	8,312,000	人件費、旅費等
沖縄県児童福祉施設等環境改善事業費補助金		2,217,440	2,217,000	消耗品費
合 計		10,877,423	10,529,000	

12 一般財団法人沖縄県看護学術振興財団（出資）**(1) 事業の概要**

当法人は、沖縄県における看護水準の向上を図るため、看護領域及びその関連領域に係る学術研究の振興等を支援するとともに、看護、医療及び介護等に携わる者及び県民にその研究成果の普及を図り、もって沖縄県の保健、医療及び福祉の発展に寄与することを目的として、平成13年3月に設立され、平成25年10月に一般財團法人に移行している。

① 運営管理に関する事業**② 定款に定める事業**

- ・離島・へき地看護教育推進事業
- ・看護学術書籍集積事業
- ・保健看護啓発事業
- ・奨学金給付事業

(2) 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本財産41,884,000円のうち、41,096,581円、98.1%を出資している。

(1) 事業の概要

当法人は、生命の尊厳を重んずる豊かな人間性を育成し、及び看護に関する高度な専門的知識や技術を習得させることにより、保健医療福祉の分野において看護を科学的に実践することができる人材の育成を図るとともに、看護の教育、研究及び実践の中核機関として看護実践及び学術的発展に寄与し、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的に、平成11年に開學し、令和4年に公立大学法へ移行している。

① 大学の設置及び管理に関する業務

- ② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行う業務
- ③ 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行う業務
- ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供する業務
- ⑤ 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進する業務

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金を交付している。

(単位：円)			
区分	分	対象事業費	補助金額
公立大学法人沖縄県立看護大学		713,876,487	713,876,487
公立大学法人沖縄県立看護大学	運営費交付金	166,101,000	166,101,000
施設整備費補助金			教育環境の構築等
合 計		879,977,487	879,977,487

14 公益財団法人沖縄県畜産振興公社（出資・補助金）**(1) 事業の概要**

当法人は、主要な家畜などの価格安定を図るとともに、生産振興及び流通合理化事業の助成等の措置を講じ、もって畜産及びその関連産業の健全な発展を促進することを目的に、昭和51年3月に設立された。

平成10年4月に社団法人沖縄県畜産物価格安定基金協会を統合、平成24年3月に社団法人沖縄県畜産会を統合、平成25年4月に公益認定を受け公益財団法人となっている。

- ① 肉用子牛生産者補給金制度
- ② 肉豚経管安定交付金制度
- ③ 沖縄黒肉用牛経営安定対策補完事業
- ④ 和牛牛生産者臨時経営支援事業
- ⑤ 沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業

- (2) **財政的援助等の内容**
県は、当法人に対して次のとおり出資するとともに補助金を交付している。
ア 正味財産への出資
　　基本財産に充当した指定正味財産702,850,000円のうち、602,850,000円、85.8%を出資している。
イ 補助金の交付
　　令和5年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区分	分	対象事業費	補助金額	（単位：円）
沖縄県肉牛牛育経営安定対策事業補助金		35,320,000	1,466,640	肥育経営者に対する補てん金交付
沖縄県肉豚経営安定対策事業補助金		113,736,000	8,530,200	養豚経営安定対策事業基
県産肥育牛ブランド力強化推進事業補助金		14,384,800	7,192,400	肥育素牛導入費用等の一 部補助
養豚生産性向上対策事業補助金		64,764,938	64,764,938	高能力種豚の導入、増殖 に必要な経費の一部補助
沖縄県牛子牛生産者緊急支援事業補助金		467,463,722	436,263,722	子牛取引価格低下の影響 を受けた畜産業者の経営 維持に向けた補助に要す る経費の一部補助
合 計		695,669,460	518,217,900	

- (2) **財政的援助等の内容**
令和5年度に行った主な事業は次のとおりである。
① センターの設置の目的を達成するための広報及びサービスの向上
② センターの利用許可等
③ センターの利用料金の収受・減免・返還等
④ センターの施設、附属設備及び機械器具の維持及び修繕

- (2) **財政的援助等の内容**
沖縄ハイオ産業振興センターの管理運営に関する基本協定書第42条に基づき利用料を支払った。当共同体の収入とし、第15条に基づき利用料金收入及び指定管理料の収入をもって本業務の実施に係る費用を賄っている。
また、同協定書第46条に基づき剩余納付金11,515,331円を県に納付している。

17 おきなわ工芸の社共同企業体（公の施設の指定管理）

- (1) **事業の概要**
当共同体は、おきなわ工芸の社の管理運営業務を営むことを目的として令和3年9月に設立された。県は、おきなわ工芸の社の設置及び管理に関する条例（令和3年沖縄県条例第30号）第3条の規定により、当共同体を指定管理者として令和4年度からおきなわ工芸の社の管理を行わせている。
令和5年度に行なった主な事業は次のとおりである。
① 工芸品に関する情報発信
② 工芸品を製造する作り手の支援
③ 作り手と使い手の交流の場づくり

- (2) **財政的援助等の内容**
県がおきなわ工芸の社の管理運営に関する年度協定書第3条に基づいて当共同体に対し交付した指定管理料は、74,873,000円となっている。
なお、令和5年度のおきなわ工芸の社の利用料収入額は、12,722,902円となっている。

18 沖縄県中小企業団体中央会（補助金・賞付金）

- (1) **事業の概要**
当法人は、商工業者の事業活動を支援し、もつて本県産業の振興に寄与することを目的として、平成8年3月に第三セクター方式により設立された。
令和5年度に行なった主な事業は次のとおりである。
① プラットフォーム施設、産業団体施設、民間施設、ポストインキュベーター施設の入居促進
② 会議室等の利用促進
③ 駐車場の管理・運営

- (2) **財政的援助等の内容**
県は、当法人に対して資本金310,000,000円のうち、75,000,000円、24.2%を直接出資している。
また、県が全額出資している公益財團法人沖縄県産業振興公社の出資も県の出資とみなされるため、85,000,000円、27.4%の出資となる。
- (2) **財政的援助等の内容**
県は、当法人に対して次のとおり補助金を交付するとともに資金の貸付けを行っている。

19 バイオ産業振興センター運営共同体（公の施設の指定管理）

- (1) **事業の概要**
県は、沖縄ハイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）第3条の規定により、当共同体を指定管理者として令和4年度から沖縄ハイオ産業振興センターの管理を行わせている。

ア 極東文化振興事業補助金の交付
令和 5 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）			
区分	分	対象事業費	補助金額
沖縄県組織化指導費補助金		117,899,754	106,301,000
事業承継円滑化支援事業補助金		205,000	205,000
合 計		118,104,754	106,506,000

イ 貸付金の状況
令和 5 年度における沖縄県中小企業振興資金融資制度要綱に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

（単位：円）			
区分	前年度末残高	令和 5 年度 貸付金	償還金
組織強化育成資金	0	60,613,000	60,613,000
			0

19 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（出資・補助金・負担金）

(1) **事業の概要**
当法人は、主として独立行政法人日本芸術文化振興会の委託を受けて国立劇場おきなわ等の施設において組踊等の沖縄伝統芸能の公演等を行うとともに、併せて同施設の管理運営を行い、もつて、組踊等沖縄伝統芸能の保存振興と伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流に寄与することを目的として平成 13 年 4 月 25 日に設立され、平成 24 年 4 月に公益財団法人へ移行している。
令和 5 年度を行った主な事業は次のとおりである。

- ① 沖縄伝統芸能等の公演に関すること（23 公演、37 回）
- ② 組踊（立方・地方）の伝承者養成研修（第 7 期）、既成者研修発表会等に関すること
- ③ 組踊等沖縄伝統芸能の保存・継承に資するための図書、資料受け入れに関すること
- ④ 組踊等の伝統芸能に関する台本や衣装、小道具等の公開展示に関すること
- ⑤ 伝統芸能の保存振興、その他劇場施設等の貸与（大劇場、小劇場）に関すること

(2) **財政的援助等の内容**
県は、当法人に対して次のとおり正味財産を出資するとともに補助金及び負担金を交付している。

ア 正味財産の出資
基本財産へ充当した指定正味財産 100,000,000 円のうち、62,840,000 円、62.8% を出資している。

イ 補助金の交付
令和 5 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）			
区分	分	対象事業費	補助金額
令和 5 年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業補助金		8,530,852	4,055,514
合 計			

（単位：円）			
区分	分	対象事業費	補助金額
令和 5 年度劇場おきなわ鑑賞層拡大事業		891,100	891,100
合 計			

20 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ（公の施設の指定管理）

(1) **事業の概要**
当共同体は、沖縄空手会館の管理運営業務を當むことを目的として令和 4 年 10 月に設立された。
県は、沖縄空手会館の設置及び管理に係る条例（平成 28 年沖縄県条例第 28 号）第 3 条の規定により、当共同体を指定管理者として令和 5 年 4 月から沖縄空手会館の管理を行わせている。
令和 5 年度に行つた主な事業は次のとおりである。

- ① 利用許可、撮影許可、利用許可の取消、原状回復命令等に関する業務
- ② 利用料金の收受、减免、返還等に関する業務
- ③ 觀覧料の收受、减免、返還等に関する業務
- ④ 会館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(2) **財政的援助等の内容**
県が沖縄空手会館の管理運営に関する年度協定書第 4 条に基づいて当共同体に対し交付した指定管理料は、56,218,000 円となっている。
なお、令和 5 年度の沖縄空手会館の利用料金収入額は、20,196,046 円となっている。

21 一般財団法人沖縄美ら島財团（公の施設の指定管理・補助金）

(1) **事業の概要**
県は、当法人を指定管理者として、沖縄県都市公園条例（昭和 52 年条例第 41 号）第 17 条の規定により平成 18 年度から首里城公園の管理を、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年条例第 72 号）第 4 条の規定により平成 28 年度から沖縄県立博物館・美術館の管理を行わせている。
また、国営沖縄記念公園首里城地区の首里城正殿等並びに海洋博覧会地区の水族館及び海戦施設等については、都巿公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の規定に基づき、沖縄県が内閣府沖縄総合事務局より管理許可を受け、許可を得た施設については、地方自治法（昭和 22 年

法律第67号) 第244条の2第3項及び沖縄県公園内施設の設置及び管理に関する条例(平成30年条例第56号)第3条の規定により管理を行わせている。

① 县営首里城公園の管理運営

② 沖縄県公園内施設(首里城地区内施設、海洋博覧会地区内施設)の管理運営

③ 沖縄県立博物館・美術館の管理運営

④ 垂直熱帯性動植物、海洋文化、首里城等に関する調査研究及び技術開発、知識の普及啓発

⑤ 沖縄本島、北部及び西表島の世界遺産登録地における自然環境の保全活動等を行う基金の造成、管理及び運用

(2) 財政的援助等の内容

ア 指定管理料の交付

① 首里城公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づき、当法人に対して交付した指定管理料は203,842,473円となっている。

なお、基本協定書第39条から第41条に基づく利用料収入は、県駐車場料金等収益81,401,270円となっている。

② 沖縄県公園内施設(首里城地区内施設)の管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づき、当法人に対して交付した指定管理料は265,792,837円となっている。

なお、基本協定書第43条から第45条に基づく利用料金収入は、入场料収入が313,993,749円、売店等収入が229,720,609円となっている。

③ 沖縄県公園内施設(海洋博覧会地区内施設)の大規模修繕に関する年度協定書第3条の2第1項に基づき、当法人に対して交付した指定管理料は232,723,420円となっている。

なお、基本協定書第42条から第44条に基づく利用料金収入は、入场料収入が4,634,761,510円、売店等収入が3,862,515,980円となっている。

④ 沖縄県立博物館・美術館の管理運営に関する年度協定書第4条に基づき、当法人に対して交付した指定管理料は、346,500,000円となっている。

なお、基本協定書第45条から第47条に基づく利用料金収益は、自主事業収益が204,200円、観覧料収入が61,596,800円、施設使用料が60,029,556円となっている。

イ 補助金の交付
令和5年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
文化財保存事業費関係補助金	8,652,000	8,552,000	首里城建造物塗装漆喰・琉球赤瓦製作施工文化財保存技術(伝承)団体事業
沖縄県文化財保存事業費補助金	2,672,589	801,000	首里城黒漆牡丹七宝織沈金食修理事業
沖縄県觀光事業者受入体制再構築支援事業補助金	6,000,000	4,800,000	首里城プロジェクトマネジメント制作シビングコンテンツ制作
合計	17,324,589	14,153,000	

- (1) 事業の概要
- 当法人は、昭和41年に設立された「琉球土地住宅公社」を前身とし、昭和47年5月15日の復帰とともに、地方住宅供給公社法に基づく公社に移行、昭和47年8月10日に「沖縄県住宅供給公社」として発足、昭和53年度から県営住宅の受託事業を中心として事業を実施している。
- 県は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和48年沖縄県条例第45号)第65条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から県営住宅(中部A・B地区、南部地区)の管理を行わせている。
- 令和5年度に行つた主な事業は次のとおりである。
- ① 公社賃貸住宅の建替事業
小禄市街地住宅の建替など、公社賃貸住宅等ストック活用計画(H25)に基づく建替事業

- ② 公社賃貸住宅等の管理
- ・ 賃貸住宅6団地52戸、賃貸施設4団地(4,783,22m²)の管理業務
 - ・ 分譲住宅8団地14戸の割賦金収入の管理業務
 - ・ 分譲住宅7団地20戸の一部土地賃貸料収入の管理業務
- ③ 保有資産の処分
- ・ 未利用地の売却処分 47.34m²
 - ・ 建替余剰地の売却処分 333.70m²
- ④ 受託業務
- ・ 県営住宅管理業務(111団地 15,336戸)
 - ・ 豊見城市改良住宅管理業務(1団地 419戸)
 - ・ 浦添市営住宅管理業務(3団地 268戸)
 - ・ 崑職員住宅管理業務(5団地 259戸)
 - ・ 崑教職員住宅管理業務(40棟 254戸)
 - ・ 県営住宅明渡強制執行業務
 - ・ 県営住宅家賃滞納対策相談業務
 - ・ 県営住宅家賃等長期帶納整理事務
 - ・ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進に係る付帯業務
 - ・ 住まいの総合相談窓口業務
- ⑤ 沖縄県居住支援協議会事務局
- ・ 県営住宅火災修繕業務
 - ・ 豊見城市改良住宅空部屋緊急修繕工事業務
 - ・ 日本金機構空室点検業務
 - ・ その他業務

- (2) 財政的援助等の内容
- 県は、当法人に対し次のとおり資本金を出資するとともに指定管理料、負担金の交付及び資金の貸付けを行っている。
- ア 資本金の出資
- イ 指定管理料の交付
- ① 県が沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書第8条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料(業務管理費)は、219,631,000円である。
- ・ 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書(中部A地区) 57,683,000円
 - ・ 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書(中部B地区) 53,686,000円
 - ・ 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書(南部地区) 108,262,000円

② 县が沖縄県営住宅等の管理に関する年年度協定書第4条第1項に基づいて当法人に対して研修事業、建設材料試験事業、調査研究事業、住宅性能評価事業等の公益及び収益事業を実施している。

・沖縄県営住宅等の管理に関する年年度協定書（中部A地区） 555,000,000円
・沖縄県営住宅等の管理に関する年年度協定書（中部B地区） 545,000,000円

・沖縄県営住宅等の管理に関する年年度協定書（南部地区） 1,045,050,000円
ウ 負担金の交付
令和5年度における地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく県負担金は、次のとおりである。

（単位：円）			
区分	対象事業費	補助金額	事業内容
地方職員共済組合団体共済部 掛金及び事務費負担金	3,828,800	3,828,800	共済掛金及び事務費県負担分

エ 貸付金の状況
令和5年度における貸付金の状況は次のとおりである。

（単位：円）			
区分	前年度末残高	令和5年度	
		貸付金	償還金
沖縄県住宅供給公社貸付金	714,980,000	0	714,980,000

23 沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例第65条の規定により、当共同体を指定管理者として令和2年度から沖縄本島内の県営住宅（北部地区）の管理を行わせている。
令和5年度に行つた主な事業は次のとおりである。

- ① 県営住宅の入居の手続に関する業務
- ② 入居者の指導及び連絡に関する業務
- ③ 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務
- ④ その他（県営住宅の賃貸責任保険業務、入居者アンケート調査の実施等）

(2) 財政的援助等の内容

県が、沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書（北部地区）第8条第1項に基づいて当共同体に対し交付した指定管理料（業務管理費）は19,165,000円、沖縄県営住宅等の管理に関する年年度協定書（北部地区）第4条第1項に基づいて当共同体に交付した指定管理料（維持修繕費等）は105,000,000円である。

24 公益財団法人沖縄県建設技術センター（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、良質な社会資本の整備と秩序ある地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、社会資本の整備や維持管理及び安全・安心な住環境の実現への支援等を行い、もつて広く県民の福祉の増進に寄与することを目的に、昭和58年3月に財團法人として設立、平成26年4月に一般財团法人に移行し、その後、平成31年4月に公益財團法人として認定さ

れ、県、市町村、民間に対して研修事業、建設材料試験事業、調査研究事業、住宅性能評価事業等の公益及び収益事業を実施している。

令和5年度に行つた主な事業は次のとおりである。

① 公益事業

- ・研修事業
- ・建設材料試験事業
- ・調査研究事業
- ・開発情報事業
- ・構造計算適合性判定事業
- ・収益事業
- ・総合的技術支援事業

② 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本財産30,000,000円のうち、18,000,000円、60.0%を出資している。

25 石垣空港ターミナル株式会社（出資・補助金・貸付金）

(1) 事業の概要

当法人は、新石垣空港における旅客ターミナルビル及び貨物ターミナルビルを建設・管理運営し、空港利用者の利便性、快適性、安全性を確保することを目的に、平成21年2月に第三セクター方式により設立された。

令和5年度における乗降客数は、国内線で約260万9千人（対前年度比7.8%増）、国際線で1,358人（対前年度比203.1%増）となっている。

令和5年度に行つた主な事業は次のとおりである。

- ① 航空運送業者及び航空旅客に対する役務の提供
- ② 不動産の賃貸及び管理
- ③ 建物の管理、警備並びに建物附帯設備の運転、保守及び管理等

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。

ア 資本金の出資
資本金1,680,000,000円のうち、420,000,000円、25.0%を出資している。

イ 补助金の交付
令和5年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

区分	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金		600,000	250,000	人材確保に要する経費の一部補助

ウ 貸付金の状況
令和 5 年度における沖縄県地域総合整備資金貸付規程に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

（単位：円）			
区分	分	合和 5 年度	対象事業費
石垣空港ターミナルビル新築事業	334,738,000	83,684,000	251,054,000
合計			192,514,041
			132,568,819

26 安座真海浜公園運営企業体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県海浜公園の設置及び管理者として令和 4 年度から中城湾港安座真海浜公園の管理を行わせている。規定により、当共同体を指定管理者として令和 4 年度は次のとおりである。
① 利用料金の收受に関する業務、許可の取消し等に関する業務等
② 海浜公園の施設の維持及び修繕に関する業務
③ 災害時及び荒天における対応業務
④ 海浜公園の広報及び利用の促進に係る業務

(2) 財政的援助等の内容

中城湾港安座真海浜公園の管理に関する協定書第 45 条により、当該海浜公園の管理運営に係る経費は、利用料金収入及び海浜公園におけるその他自主事業収入をもって充てるものとされている。
同協定書第 51 条第 3 項により、県は災害時等施設修繕補填金として 6,042,355 円を交付している。なお、令和 5 年度の当海浜公園の利用料金収入額は 32,265,915 円となっている。

27 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（補助金・貸付金）

(1) 事業の概要

沖縄県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生又は生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与又は給付し、併せて留学助成その他必要な事業を行ない、もつて本県の教育、文化及び産業の発展に資するための国際性豊かな有為な人材の育成並びに国際交流・協力拠点の形成を図ることを目的として設立された当法人に対し、県は人材育成推進事業補助金等を交付し、また国外留学生貸付金の原資を貸し付けている。

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金を交付するとともに、資金の貸付けを行っている。

ア 補助金の交付
平成 5 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）			
区分	分	対象事業費	補助金額
人材育成推進事業補助金 高等学陿等修学事業費補助金 国際交流・協力推進事業費補助金		123,747,174 27,727,859 41,039,008	98,077,678 15,635,187 18,855,954
合計		192,514,041	132,568,819

イ 貸付金の状況
平成 5 年度における国外留学派遣事業委託契約に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

（単位：円）			
区分	分	合和 5 年度	対象事業費
留学助成事業 (一括交付金事業)		4,370,000	0

28 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、暴力による不当な行為を防止するため、県民総ぐるみの暴力団追放運動の中核機関として暴力団追放の諸事業を行うため、平成 3 年 11 月に財団法人として設立され、平成 4 年 5 月に沖縄県暴力追放運動推進センターとして県公安委員会の指定を受けた。その後、平成 22 年 12 月に公益財団法人に移行している。
合和 5 年度に行なった主な事業は、次のとおりである。

- ① 暴力団の不当行為の予防に関する広報啓発活動
- ② 民間の暴力団排除活動の支援
- ③ 暴力団の不当行為等に関する相談事業
- ④ 暴力団からの離脱援助活動
- ⑤ 不当事務防護責任者講習
- ⑥ 暴力団対策等に係る調査研究

(2) 財政的援助等の内容
県は当法人に対して、基本財産へ充当した正味財産 589,334,500 円のうち、468,985,500 円、79.6% を出資している。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--